

東北大学高等大学院博士後期課程学生挑戦的研究支援プロジェクト 令和6年度4月期 学生募集要項（学位プログラム枠）

「東北大学高等大学院博士後期課程学生挑戦的研究支援プロジェクト」は、学際・国際・産学共創の学修・研究を志す優秀で意欲にあふれる博士後期課程学生に対し、生活費相当の経済支援及び研究力強化に資する多彩な研修プログラムの提供や研究費の配分、国際的な活躍の場の提供など博士後期課程学生への研究環境を向上させるとともに、博士後期課程修了者の活躍の場の拡大を見据えたキャリア形成支援の強化を加速することで、本学の博士後期課程の量的拡大を図り、博士後期課程の抜本的な改革の推進、大学全体の研究力強化を目的としています。

本事業により支援を希望する方は、所属プログラムを通じて申請してください。

1. 支援期間

令和6年4月～原則、標準修業年限内まで

2. 支援内容

1) 研究奨励費（生活費相当額支援金） 月額20万円（基準額）

※実績等に応じて月額16万円または18万円とし、年次ごとに決定する。

※研究奨励費は税法上雑所得として扱われることから、確定申告により所得税を納税すること。

※現在海外にあり、入学後一度も来学していない学生の実際の研究奨励費や研究費の支給は、来学し、手続き後に開始する。

2) 研究費 年額50万円（予定）

※競争的資金としてさらに研究費等を配分する場合がある。

3. 出願資格

本事業の趣旨を理解し、専門領域における研究活動に高い意欲と探究心を有するとともに、博士学位を取得し、未来社会における中核的な役割を担う自覚と意欲を有する者で、研究奨励費等受給開始時に博士課程後期3年の課程の1年次から3年次、または医学履修課程、歯学履修課程並びに薬学履修課程の1年次から4年次に在籍する者とする。

※令和6年4月から休学予定の者は申請できない。

4. 重複受給の制限

次に掲げる経済的支援等を受けている者は、本事業による支援を受給することができない。

- 一 東北大学及び国等の公的機関からの奨学金等を受給している者
- 二 東北大学産学共創大学院プログラムの教育研究支援経費を受給している者
- 三 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員として研究奨励金を受給している者
- 四 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文科大臣裁定）に基づき給与を受給している者

- 五 独立行政法人日本学生支援機構の私費外国人留学生学習奨励費給付制度に基づき学習奨励費を受給している者
- 六 外国人留学生であって、母国の奨学金により支援を受けている者
- 七 企業、大学または民間団体等から、本プロジェクトと同等の給与収入、役員報酬もしくは安定的な返還義務のない奨学金等の支援を受けている者（本プロジェクトを除く全ての収入の合計が年額 180 万以上、月額合計が 15 万円程度とする）
- 八 その他前各号に掲げる者に準ずると認められる者

※申請時に上記の重複受給の制限に該当する奨学金の受給、収入等がある場合でも、本事業採用後に辞退等ができる場合には、本事業に申請することは可能とする。

※授業料の補填を目的とした授業料相当額の奨学金は受給可能とするが、その金額は上記七項の 180 万円に算入する。

※本学外国人留学生総長特別奨学生の奨学金は、上記七項に含めず受給可能とする。

※別に受給している奨学金側で併給を認めていない場合には、その奨学金のルールに従う必要があるため、本事業での支援が決定した際には、その奨学金を辞退する等、適切に手続きすること。

※独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けることは可能とする。ただし、令和 5 年度以降に大学院博士課程で第一種奨学生となる場合は、返還免除の対象とならない。

※海外留学のための渡航費等の支援を目的とした奨学金等は、上記七項及び金額に依らず受給可能とする。なお、当該奨学金側の重複受給の制限も確認すること。

※日本学術振興会の特別研究員へ申請中の方も本プロジェクトに申請可能だが、特別研究員に採用された場合は、本プロジェクトを辞退すること。

※本事業の支援対象者が研究活動に支障が無く、週 19 時間の範囲であれば、本学等より TA・RA 活動を行い、その対価を受給することは可能とする。ただし、給与や年金などを含め、上記七項の収入に算入し、収入金額等の合計金額が 180 万円以上となる場合は、本プロジェクトからの支援を辞退すること。参加学生は毎年の収入状況について報告すること。

5. 選抜方法

各プログラムの長からの推薦をもとに選考する。

6. 選考結果発表

採用予定者の発表は、令和 6 年 3 月末日までに所属プログラムを通じて通知する。

なお、本事業の採用者は所属する学位プログラムに加え、高等大学院機構『挑戦的研究プログラムユニット』に所属するものとする。

7. 採用者の義務

- 1) 研究計画を踏まえた研究活動に専念するとともに、本事業の目的を十分に理解したう

えで、受給者として相応しい態度で学業・研究に専念すること。なお、受給者として相応しくない行為があった場合には、支給を取りやめる場合がある。

- 2) 高等大学院機構大学院改革推進センターが実施する挑戦的研究支援プログラム、キャリア開発・育成支援プログラム（高等大学院研修プログラム）を修得すること。
- 3) 毎月、所属確認報告書を提出するほか、年度終了時に学修及び研究の進捗状況並びに成果等について、高等大学院機構大学院改革推進センター長に報告すること。
- 4) 研究奨励費は税法上『雑所得』として扱われることから、確定申告により所得税を納税すること。また、親または親族等の被扶養者（健康保険、扶養手当など）となっている場合には、扶養から外れる可能性が高いため、扶養者あるいは扶養者の職場等に確認し、必要な手続きを行うこと。
- 5) 配分された研究費は当該年度の3月末までに執行（物品の納品、出張等の完了等）すること。支払手続きの期限等については、所属部局の会計担当または学位プログラム事務室の指示に従うこと。
- 6) 研究費の適切な使用のため、別途配付する「経費執行ハンドブック」を熟読するほか、本学の研究費不正使用防止コンプライアンス教育、研究倫理教育、JSTが指定する研究倫理教育eラーニング等を受講し、適正な予算管理、執行を行うこと。
- 7) 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう、知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、指導教員に確認すること。
- 8) 本学のキャリア開発・支援コンテンツの改善、学位プログラム群の改善、研究科における学位審査システムを含む学修・研究指導体制の改善のため、高等大学院機構大学院改革推進センター等が実施するフォローアップに協力すること。
- 9) 科学技術振興機構が企画する「博士後期課程学生交流会」等への参加、フォローアップに協力すること。
- 10) 本プロジェクトに採用された場合には、原則として日本学術振興会特別研究員へ申請すること。

※本事業は、国の方針等により、支援期間、支援内容に変更が生じる場合がある。